



竹林の管理に困っていませんか

甲・問 農林課 林政鳥獣対策係 (☎内線2617)

近年、竹林の生育面積の拡大とそれに伴う森林の荒廃が問題となっています。その他、住宅地や農地では地下茎による隣地への侵入や日照不足、積雪時の倒伏による道路通行への支障など、さまざまな環境問題が生じています。

市は、市民の住環境の向上を図る目的で、市民が自主的に行う竹林の管理に対して竹を駆除するための薬剤の供与と、注入用器具および竹粉碎機の貸与を行っています。

対象となる取組

市内に竹林を所有する人または委任を受けた人が、自主的に行う竹林の管理活動

助成内容

◎薬剤の供与

竹1本あたり10mlの薬剤を供与します。原則として1,000本まで対象になります。ただし、竹林の面積のうち500㎡の範囲における竹に限り、追加で認定できます。本数を数えるのが難しい場合は、一般的な竹林の平均密度(1㎡当たり2本)を元に、供与する薬剤を算定します。

◎作業器具、薬剤注入用器具の貸与

竹に穴を開ける充電式ドリルと薬剤注入用器具を貸与します(14日以内)。

◎竹粉碎機の貸与

伐採した竹を粉碎する竹粉碎機を貸与します(7日以内)。なお、



竹以外は粉碎できません。

竹粉碎機の燃料代や管理費など、利用にかかるすべての費用は、貸与を受けた人の負担となります。料金は農林課 林政鳥獣対策係にお問い合わせください。

市HPから書式をダウンロードまたは農林課 林政鳥獣対策係で申請書・借用書を受け取り、管理計画書・位置図・竹林の現況写真(2枚以上)を持参のうえ、申請してください。



新築・増築家屋の調査について

問 困 税務課 固定資産税係 (☎内線1068)

市は、固定資産税の評価額算定のため、令和8年1月2日から令和9年1月1日までに新築・増築した家屋を対象に、家屋調査を行っています。

工事が完了した家屋の調査日は、都合のよい日時をご連絡いただければ、日程調整しますのでご相談ください。

※家屋を取り壊した場合は「家屋滅失届」を提出してください(家屋滅失届は住民福祉課 税務係でも申請できます)

子育て・教育

child rearing・education



児童手当の現況届を提出してください

児童手当の現況届の提出が必要な人に現況届用紙を6月上旬に郵送しますので、提出をお願いします。

提出期限 6月30日(火)までに右記に提出(※同封の返信用封筒で郵送も可)

他

- ・申立書などの提出が必要な場合があります
- ・公務員の人は勤務先に確認してください
- ・児童手当制度の詳細は市HPをご覧ください

甲・問 困 こども課 こども育成係

(☎内線1164)

問 困 住民福祉課 福祉こども係

(☎内線2153)

詳しくはこちら

